

北大阪商工会議所キャッシュレス決済 WAON加盟店規約

第1条 (WAON加盟店)

北大阪商工会議所（以下「甲」という）と北大阪商工会議所キャッシュレス決済クレジットカード加盟店規約（以下「原契約」という）を締結している法人、個人または団体のうち、本規約を承認のうえ、WAON電子マネーを用いた決済サービス（以下「電子マネー取引」という）の取扱を甲および甲が包括代理契約を締結するクレジットカード会社（以下「乙」という）に申込み、甲および乙が承認した法人、個人または団体をWAON加盟店（以下「加盟店」という）といいます。原契約が終了した場合、本契約も終了するものとします。なお、電子マネー取引の取扱には、本規約が適用されるとともに、本規約の定めに従い原契約が適用又は準用されるものとします。

第2条 (用語の定義)

本規約において使用する語句の定義は、本規約において別に定義する場合を除き、次のとおりとします。

- (1) WAON : WAON利用約款に基づきWAON発行者が発行した円単位の金額についての電子情報であって、WAON利用約款に基づき利用者が加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引における代金の支払に利用することができるもの
- (2) WAONカード等 : WAONを記憶することができるカード又は携帯電話端末その他の電子機器
- (3) WAONサービス : 利用者が加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引においてWAON利用約款に従ってWAONを利用した場合に、利用されたWAON相当額についてWAON発行者が加盟店に対して代金の支払を行うサービス
- (4) WAON利用約款 : 利用者がWAONを利用する際に適用される約款およびこれに付随する特約の総称
- (5) WAONシステム : 次の手順によって完結する決済システムおよびそれを実現させるために必要なシステムの総称
 - ①カード等発行者が利用者にWAONカード等を発行し、利用者は、WAON利用約款に従って所定の方法によりWAON発行者に対価を支払って、WAONカード等にWAON金額を加算する。
 - ②加盟店は、利用者からWAONによる商品等の購入又は役務提供の申込があった場合には、WAONと商品等を交換し、又は役務提供の対価としてWAONを受領する。
 - ③WAON発行者は、加盟店からWAONの利用情報を取得した場合は、本規約に基づき、当該利用情報に基づき利用されたWAONに相当する金額を加盟店に対して支払う。

- (6) WAONマーク : WAONカード等、加盟店、WAON端末等、WAONサービスに係るものであるものに使用される商標
- (7) 利用者 : WAONの保有者であって、WAON利用約款に基づきWAONを利用する方
- (8) WAONブランドオーナー : WAONを管理および運営する主体としてのイオン株式会社
- (9) WAON発行者 : WAONブランドオーナーの許諾を受けることによりWAONを発行する事業者
- (10) カード等発行者 : WAONブランドオーナーの許諾を受けることによりWAONカード等を発行する事業者
- (11) 加盟店管理者 : WAONブランドオーナーの許諾を受けることにより加盟店を開拓および管理するとともに、WAON利用加盟店契約に基づき加盟店に対してWAON利用代金の支払を行う事業者。本規定においては甲および乙を指すものとする。
- (12) WAON端末 : WAONの利用、残高照会、利用履歴等のWAONの電子情報を処理することができる端末
- (13) WAON取引 : 利用者が加盟店との間における商品の購入、役務の提供その他の取引において、WAON利用約款に従って、金銭等に換えてWAONを加盟店のWAON端末に移転して代金を支払う取引
- (14) WAON取引金額 : 1回のWAON取引によって加盟店が利用者から商品等の代金として受領したWAONを現金に換算した金額（なお、1WAON=1円とする。）
- (15) WAONポイント : WAON発行者が発行し、WAONの利用に付随してWAON発行者から利用者に付与される電子情報であって、WAON発行者所定の約款に基づき利用者がWAONに交換することおよびWAON発行者所定のサービスを受けることができるもの
- (16) ポイントチャージ : WAON発行者所定の約款に基づき利用者がWAONポイントをWAONに交換すること

第3条（確認事項）

1. 加盟店は、WAONシステムの健全な運営を図り、WAON取引が円滑に運用されるようWAONブランドオーナーおよび甲乙に協力するものとし、WAONブランドに対する信用を損なわないように留意するものとし、
2. 加盟店は、WAONシステムおよびWAON取引の運用にあたり関連法令および関係省庁等による告知・通達・ガイドライン等並びに本規約を遵守するものとし、本規約に基づく業務上の秘密を守り、又、WAONブランドオーナーおよび甲乙の信用・名誉を毀損することのないよう努めるものとし、
3. 加盟店は、利用者がWAON利用約款に基づきWAONを利用していることを認識のうえ、本規約

に従ってWAONを取扱うものとします。

4. 加盟店は、WAON端末その他WAONの管理等に関する電子機器の改良、複製、改変、解析等を行なってはならず、又、これに加担してはならないものとします。
5. 加盟店は、WAONに関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の権利若しくはこれらの権利に基づく実施権等の権利又は技術上又は営業上のノウハウ（WAONサービスの提供にあたってブランドオーナーが確立した事業スキーム並びにWAONシステムの開発およびWAON流通促進に関する事業戦略等を含むがこれらに限られない。以下、これらを「WAONブランド」と総称する。）は甲および乙を含む他の事業者が権利を有する場合を除きWAONブランドオーナーに帰属することを確認します。
6. 加盟店は本規約に違反してWAONブランドを利用してはならず、WAONブランドオーナーの承諾がない限り、第三者に対し、WAONブランドの利用を許諾してはならないものとします。
7. 加盟店がWAONシステムを利用して販売又は提供することのできる物品、サービス等は加盟店が取扱うすべてのものとします。但し、加盟店と甲および乙又はWAONブランドオーナーが合意のうえ、WAONシステムを利用して、販売又は提供することができないものを個別に指定することができるものとします。
8. 加盟店がWAONシステムを利用して販売又は提供した商品等に関する利用者との間での商品等の瑕疵、数量不足その他の紛争、又は商品等に関するその他のクレーム又はアフターサービスについては、加盟店が自己の責任と費用をもって速やかに対処し、甲および乙およびWAONブランドオーナー、WAON発行者に損害を及ぼさないものとします。又、甲および乙に係る費用をWAONブランドオーナー若しくはカード等発行者、又は利用者に支払った場合には、加盟店は甲および乙に直ちに当該費用相当額を補填するものとします。
9. 加盟店による業務の遂行に関して第三者の知的財産権等その他の権利を侵害し、又は侵害している可能性があるとしてWAONブランドオーナー又は甲および乙と第三者との間で問い合わせ、苦情、紛争等が発生したときは、加盟店は、訴訟費用を含む全ての費用を負担して責任をもって当該紛争等を処理、解決するものとし、WAONブランドオーナー又は甲および乙を免責せしめるものとします。但し、WAONブランドオーナー又は甲および乙の責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りではありません。
10. 加盟店が本規約を遵守しなかったことに起因して甲および乙に損害が発生した場合（甲および乙がWAONブランドオーナー又はWAON発行者に損害賠償を行った場合を含みます）には、加盟店は甲および乙に発生した一切の費用（直接であるか間接の費用であるかを問わず、弁護士費用等を含む）を負担するものとし、加盟店は甲および乙の請求に従い、当該費用相当額を直ちに支払うものとします。

第4条（取扱店舗）

1. 加盟店は、WAON取引を行う店舗又は施設を指定のうえ、あらかじめ甲および乙に届出し、承認を得るものとします。
2. 加盟店は、WAONマークを店舗内外の見やすいところに掲示又は表示するものとします。
3. 加盟店は、第1項の届出事項に変更があった場合には、速やかに甲所定の方式で甲に

届け出し、甲および乙に承認を得るものとします。

第5条 (WAON端末)

1. 甲および乙は、別段の合意がない限り、加盟店にWAON端末を貸与し、利用を許諾するものとします。
2. 加盟店は、別段の合意がない限り、甲および乙より使用の許諾を受けたWAON端末を、WAON取引若しくはポイントチャージに用いる目的又は原契約に定める信用販売に用いる目的にのみ利用することができるものとします。
3. 加盟店は、WAON端末に関し、WAON端末と乙が管理するシステムとの間で電子情報の送受信が可能となるよう維持管理に努めるものとします。
4. 加盟店はWAON取引若しくはポイントチャージにおいて使用するWAON端末を含むWAONブランドオーナーが指定する機器およびソフトウェアの使用にあたっては、WAONブランドオーナーが定めた事務処理手順や機器類の使用方法に従うものとします。又、甲および乙より使用方法等の変更および改善の指示があった場合についても、加盟店はその指示に従うものとします。
5. 加盟店は、本契約が終了したときは、WAON端末の使用を直ちに止め、甲および乙の指示に従うものとします。

第6条 (WAON取引)

1. 加盟店は、利用者からWAONカード等の提示によりWAON取引を求められた場合、本契約およびWAON利用約款に従い、正当かつ適法にWAON取扱店舗においてWAON取引を行うものとします。但し、WAON端末に当該WAONカード等が無効である旨の表示がされた場合は、WAON取引を行わないものとします。
2. WAON取引においては、利用者のWAONカード等からWAON端末に、商品等の代金額に相当するWAONの移転が完了したときに、利用者の加盟店に対する代金債務が消滅するものとします。
3. 加盟店は、WAON取引を行うにあたっては、WAON端末若しくはWAON端末を接続する機器に当該取引代金を入力することにより、利用者のWAONカード等からWAON端末へのWAONの移転を行うものとします。このとき加盟店は、利用者に対し、当該WAON取引の代金額および取引後のWAONの残額をレシート表記等により明示するものとします。
4. 加盟店は、WAONの残額がWAON取引の代金に満たない場合は、現金等により不足分の決済を行うものとします。
5. 加盟店は、WAON取引を行った場合、利用者に対し、直ちに商品等を引き渡し、又は提供するものとします。但し、WAON取引を行なった当日に商品等を引き渡し又は提供することができない場合は、利用者に書面をもって引き渡し時期等を通知するものとします。
6. 加盟店はWAON取引において提供される商品等の代金額に相当する額（税金・送料等を含む）のみにWAONの利用を認めるものとし、過去の売掛金の精算等その他の用途に

WAONの利用を認めたり、通常1回のWAON取引で処理されるべきものを複数回に分割して取引することはできないものとします。

7. 加盟店は、WAON利用約款に定めがあるとき、又は甲および乙から指示があったときを除き、WAONを換金しないものとします。
8. 加盟店は有効なWAONカード等を提示した利用者に対し、WAON取引を拒絶したり、現金その他の支払手段等の利用を要求したり、又、WAON取引によらない顧客より不利な取扱を行なってはならず、平等に取り扱うものとします。

第7条 (WAON取引後の取扱)

加盟店は、WAON取引に関して返品その他の事由により払い戻しを行う場合、乙所定の手続きに従って、次のいずれかの方法により利用者に対して当該WAON取引に係るWAON取引金額相当額の払い戻しを行うものとします。

- (1) 乙の指定する情報処理センターに移転又は送信された当該WAON取引に係るWAONの移転を取消し、利用者のWAONカード等に移転又は送信された当該WAON取引金額に相当するWAONをチャージする方法
- (2) 利用者に対して当該WAON取引金額を現金で払い戻す方法

第8条 (ポイントチャージ)

1. 加盟店は、利用者からWAONカード等の提示によりポイントチャージを求められた場合、本契約およびWAON利用約款に従い、正当かつ適法にWAON取扱店舗においてポイントチャージを行うものとします。但し、WAON端末に当該WAONカード等が無効である旨の表示がされた場合は、ポイントチャージを行なわないものとします。
2. 加盟店は、ポイントチャージを行うにあたっては、WAON端末若しくはWAON端末を接続する機器に当該ポイントチャージを行うポイント数を入力することにより、利用者のWAONカード等のポイントチャージを行うものとします。このとき加盟店は、利用者に対し、ポイントチャージが行われたポイント数とポイントチャージ後のWAON残額をレシート表記等により明示するものとします。

第9条 (無効データの取得とWAONの偽造・変造)

1. 加盟店はWAONブランドオーナー等が作成するWAONカード等におけるWAONシステムの利用を無効、又は一時停止する情報（「無効データ」という）を甲および乙所定の時期および方法により取得するものとします。
2. 以下の場合、加盟店は、可能な限り当該WAONカード等を保管のうえ、その旨直ちに乙に通知し、乙の指示に従うものとします。この場合、加盟店は、第6条に定めるWAON取引はできないものとします。
 - (1) 利用者が使用するWAONが前項の無効データに該当した場合
 - (2) 利用者が使用するWAONが偽造、変造又は不正に入手されたものであることが判明した場合、又は、その疑いがあると客観的に判断される事由のある場合

- (3)利用者が提示したWAONカード等が偽造、変造又は不正に入手されたものであることが判明した場合、又は、その疑いがあると客観的に判断される事由のある場合
 - (4)その他甲および乙が相当の事由があると判断し、加盟店に事前に通知する場合
3. 加盟店は前2項に違反してWAON取引を行なった場合、当該売上等全額について一切の責任を負うものとします。

第10条 (WAONの使用中止等)

1. 加盟店は、次のいずれかが生じた場合、甲および乙が加盟店に予告することなくWAONシステムを使用中止又は停止等する場合のあることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。この場合、加盟店は、第6条に定めるWAON取引等、WAONに係わる一切の業務ができないものとします。
- (1)WAONカード等又はWAONが偽造又は変造されていることが判明した場合
 - (2)WAONカード等の破損又は電磁的影響その他の事由によるWAONの破壊および消失、あるいは、故障、停電、その他の事由によりWAON端末若しくはWAONシステムの全部又は一部が使用不能の場合
 - (3)WAONシステムを管理運用するコンピュータシステムの休業日、休業時間又は保守管理その他の事由によりWAONシステムの全部又は一部を休止する場合
 - (4)その他やむを得ない事由が生じた場合
2. 前項のWAONシステムの使用中止又は停止等により、加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含みます）が生じた場合でも、甲および乙は一切責を負わないものとします。

第11条 (WAON取引金額の確定)

加盟店と乙の間でのWAON取引金額は、加盟店がWAON端末を使用し、第14条の場合を除き、乙の定める通信手段・手順等により、WAON取引金額のデータをWAON端末から乙の指定する情報処理センターへ移転させた時点で、確定するものとします。

第12条 (WAON取引金額の支払)

1. 甲は、加盟店が利用者に対し、本規約の各条項に則り正当に取引したWAON取引に関する売上代金を乙から代理受領し、加盟店に分配を行います。
2. 甲は、精算対象となるWAON取引を甲所定の締切日で締め切り、加盟店に対する支払額を確定します。なお、甲乙、加盟店、WAONブランドオーナーおよびWAON発行者の故意又は過失によらずして精算対象となるWAON取引金額の合計額が算出できなかった場合には、甲および乙は加盟店に対してその算定のために必要な協力を求めることができるものとし、加盟店はその求めに応じなければならないものとします。
3. 甲は、前条で確定したWAON取引金額から次条の手数料を控除した額を、原契約に基づく甲から加盟店に対する支払額に加えて、原契約に定める方法で加盟店に支払うものとします。
4. 加盟店は、前項の甲および乙に対する債権を第三者に譲渡又は担保に供してはならないものとします。

第13条（手数料の支払い）

加盟店は、WAON取引金額に対して甲所定の料率により計算した手数料、および甲が別途規定する手数料を甲に支払うものとします。

第14条（WAON取引金額の支払の取消し）

1. 加盟店は、下記のいずれかに該当した場合、甲および乙は当該WAON取引金額の支払の義務を負わないものとします。
 - (1) 偽造、変造その他不正使用のWAON又はその疑いのある場合
 - (2) 第6条、第10条に違反してWAON取引を行ったとき
 - (3) 第11条に基づく移転を行わなかったとき
 - (4) 加盟店から送信されたデータの正当性に疑義があると甲および乙が認めた場合で、正当性を証明できる資料の提出等、甲および乙の調査依頼に協力しないとき
 - (5) 第3条第8項の会員との紛議が解決されないとき
 - (6) その他加盟店が本規約に違反した時
 - (7) その他、WAONブランドオーナー又はWAON発行者所定の事由に該当した時
2. 甲および乙が、加盟店に対し前項に該当するWAON取引金額を支払った後に、前項各号の事由に該当することが判明した場合には、遅延なく甲および乙の指定する方法により甲および乙に当該代金を返還するものとします。なお、加盟店が当該代金を返還しない場合には、甲および乙は次回以降支払となる加盟店に対する全ての支払金額から当該代金を差し引くことができるものとします。

第15条（契約の終了）

1. 甲乙およびWAONブランドオーナー又はWAON発行者は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他甲乙およびWAONブランドオーナー又はWAON発行者の都合等により、WAONシステムおよびWAONの取扱を終了することがあり、この場合、甲は加盟店に対して事前に通知することにより、本規約に基づく契約を終了させることができるものとします。本項による契約終了により、加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含みます）が生じた場合でも、甲乙およびWAONブランドオーナー又はWAON発行者は一切責を負わないものとします。
2. 理由の如何を問わず、原契約が終了した場合は、別途甲が認めた場合を除き、本規約に基づく契約は終了するものとします。
3. 原契約に定める契約終了に関する条項は、本規約に基づく契約の終了に準用されるものとし、加盟店が原契約に違反している場合その他加盟店が原契約に定める契約終了事由（本項による準用後の事由を含みます）に該当する場合、甲は、原契約を解除することなく、本規約に基づく契約を終了させることができるものとします。
4. 加盟店が下記のいずれかに該当し、WAONブランドオーナー又はWAON発行者が甲および乙に対し本規約に基づく加盟店の加盟を終了させるよう求めた場合、甲は、本規約に基づく加盟店の加盟を終了させることができるものとします。

- (1) 加盟店又は加盟店の従業員等の故意又は過失によりWAONブランドオーナー又はWAON発行者が損害を被った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) WAONブランドオーナー又はWAON発行者との間の他の契約に加盟店が違反した場合
- (4) 加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと認められる客観的事態が発生した場合
- (5) 利用者からの苦情等により、WAONブランドオーナー又はWAON発行者が加盟店として適当でないと判断した場合
- (6) 加盟店の営業内容に著しい変化があり、変化後の営業内容が公序良俗に反するとWAONブランドオーナー又はWAON発行者が判断した場合

第16条（契約終了後の手続）

前条により本規約に基づく契約が終了した場合、加盟店はその後利用者からWAON取引を受け入れる等一切のWAONに係わる業務をしてはならず、甲および乙の指示に従うものとします。

第17条（情報の提供）

1. 加盟店は甲および乙に対し、WAON取引およびWAONシステム又はWAON端末に関するセキュリティ又は利用者の利用形態の調査等に関する、情報提供等について最大限の協力をするものとし、甲および乙、WAONブランドオーナー又はWAON発行者が合理的範囲内で係る調査結果および情報を利用、公表すること、又は他の加盟店に必要な情報を開示できることに合意します。
2. 加盟店は前項に定める他、WAONシステムの安全性の維持等甲および乙が相当と認める場合には必要な協力を行うものとします。

第18条（本規約の変更）

甲は、加盟店の承認を得ることなく、改定後の規約を通知またはホームページ上に掲載することにより改定後の規約に変更できるものとします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。改定後、加盟店がWAON取引を行った場合には、変更事項または新規約を承認したものとみなします。

第19条（本規約に定めのない事項）

本規約と原契約が矛盾・抵触する場合本規約が優先されるものとし、本規約に定めのない事項については、加盟店は「取扱要領」等甲および乙からの通知に基づく取扱をするものとします。

以上

（2021年11月改定）